

社会福祉法人いるま保育会 評議員・役員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いるま保育会（以下「本会」という）の定款第5条、定款第15条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、費用弁償その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

(評議員報酬等の総額及び基準)

第3条 評議員の報酬額は1日あたり10,000円とし、評議員が本会の運営管理のために勤務した場合に、定款第8条に定める金額の範囲内で支給する。

- 2 評議員が評議員会へ参加した場合は、当規程に定める報酬は支給せず、「社会福祉法人いるま保育会費用弁償に関する規程」に定める日額費用弁償（交通費及び日当を含む）のみ支給する。
- 3 評議員の報酬は、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(役員報酬等の総額及び基準)

第4条 役員が第5条に定める業務に勤務した場合は、報酬を支給する。ただし、本会の給与規則に基づき給与の支給を受ける役員には適用しない。

- 2 前項の報酬額は、1日あたり10,000円とし、1月300,000円を限度とする。
- 3 役員が理事会へ参加した場合は、当規程に定める報酬は支給せず、「社会福祉法人いるま保育会費用弁償に関する規程」に定める日額費用弁償（交通費及び日当を含む）のみ支給する。
- 4 役員の報酬は、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(報酬が発生する役員の業務)

第5条 役員の業務は、法人本部もしくは施設に関わる総務、経理、人事、監査及び行政対応等、以下に掲げる業務とする。

- (1) 理事会、評議員会の準備に関する業務、(2) 新規事業、新施設等に関する業務
- (3) 施設長の求めに応じ、施設の課題解決または事業発展に寄与する業務
- (4) 法人監査及び施設監査への対応に関する業務、(5) 事業計画、予算策定に関する業務
- (6) 職員人事に関する業務、(7) 行政対応に関する業務
- (8) その他、法人の発展に必要と思われる業務

(改正)

第6条 この規程を改正、廃止するときは、社会福祉法人いるま保育会評議員会の議決を経るものとする。

付 則

この規程は、平成29年6月23日から施行する。